

長崎大学病院におけるネーミングライツ事業（提案指定型）募集要項

国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）は、「長崎大学におけるネーミングライツ事業の設定等に関する基本方針」に基づき、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ネーミングライツ事業の公募を実施します。

1. ネーミングライツ事業（提案指定型）とは

契約により、本学が法人、法人以外の団体又は個人事業主（以下、「法人等」という。）に、指定した施設へ法人等の広告掲示を認めるものです。

2. 対象施設

長崎大学病院 本館 1 階 職員用エレベーターホール

詳細は、別紙 1 を参照してください。なお、今後、対象施設は追加される予定です。

3. 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する法人等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題をおこしているもの
- ④ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 消費者金融業及び事業者金融業
- ⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツを実施する事業者として適当でないと認められるもの

4. 広告掲示期間

本学から広告掲示を認められた法人等（以下、「広告主」という。）は、令和 7 年 1 月 1 日から対象施設へ広告掲示を行うものとし、掲示期間は原則 6 か月～5 年間とします（更新可）。

また、広告主は掲示する広告を変更する場合、長崎大学病院経理調達課の許可を得てから掲示することができます。

5. 掲示する広告の条件

- ① 掲示する広告は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 次の各号のいずれかに該当するものは、掲示することができません。
 - 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 社会問題についての主義主張のあるもの
- 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- たばこの広告や喫煙を促すもの
- アルコール飲料に関するもの
- 葬祭業、墓地、葬儀等に関するもの
- 美観風致を害するおそれがあるもの
- その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

6. 広告掲示料

広告掲示料は、原則別紙1のとおりとします。

7. 選定方法

提出書類をもとに、本学が設置するネーミングライツ選考委員会において総合的に判断して広告主の候補者を決定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

8. 応募方法

(1) 提出書類

次の①～④の書類を、紙媒体と電子媒体にて（3）へ提出してください。

- ① ネーミングクライツパートナー申請書（別紙2）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 誓約書（別紙3）
- ④ 掲示予定の広告（1部）

(2) 締め切り

令和7年8月29日（金）

(3) 応募書類提出先

長崎大学病院事務部経理調達課

〒852-8501 長崎市坂本1-7-1

TEL：095-819-7998

E-mail：kanrikansa@ml.nagasaki-u.ac.jp

※メールは容量5MBまでしか受信できません。5MB以上の場合はオンライン（クラウド）ストレージ等にて提出願います。

9. 広告主の決定及び契約の締結

- (1) 広告主は、長崎大学におけるネーミングライツ選考委員会（以下、「委員会」という。）において審議のうえ、学長が決定します。
- (2) 本学は、(1)により決定した広告主との間でネーミングライツに関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。また、当該広告主とは、契約期間の満了後、継続契約の締結にあたり、優先的に交渉することができるものとします。
- (3) 広告主の選定結果は、全ての申込者に文書で通知するとともに、本学のホームページ等により公表するものとします。

10. 広告掲示料の納入

- (1) 本学の発する請求書により、指定期日までに納めなければなりません。
- (2) 指定期日までに広告掲示料を支払わないときはその期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として請求するので支払いに応じなければなりません。

11. 本学の解除権

- (1) 本学は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主の決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとします。
 - ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - ② 契約に定める条項に違反したとき。
 - ③ 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を著しく低下する行為を行ったとき。
 - ④ 役員・従業員・株主その他の関係者による不正行為、反社会的行為などによって社会的信用が著しく低下したとき。
 - ⑤ その他上記に準じる事由によって社会的信用が著しく低下し、本施設に広告を掲示することが不相当になったとき。
 - ⑥ 応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
 - ⑦ 本学職員のアポイントなく、建物内に立ち入り、営業活動またはこれに類する行為（商品の販売、サービスの勧誘等）を行ったとき。
- (2) (1)の場合、広告主は、原状回復等に必要な費用を負担する義務を負います。
- (3) 本学は、(1)によるほか、必要があるときは、広告主の決定を取り消し、又は契約を解除することができます。
- (4) 広告主の事情等により広告掲示の継続が困難な場合は、1か月以上前に本学へ契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納入済みの広告掲示料の返還はできません。
- (5) 本学の解除権の行使は、委員会の議を経て学長が決定します。

12. その他留意事項

- ① 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

長崎大学病院 配置図

本館 1 階 職員用エレベーターホール



ネーミングライツ事業（提案指定型）対象施設

長崎大学病院 本館 1 階 職員用エレベーターホール

※長崎大学病院の医師、看護師、事務職員等が利用します。

※希望があれば、事前の現地確認が可能ですので申請書提出先までご連絡ください。



○黄色枠：A1サイズ(594 mm × 841 mm)：4.4万円(税込)/月

○赤色枠：A2サイズ(420 mm × 594 mm)：2.2万円(税込)/月

上記に加え、契約初月は、フレーム代及び取付施工費として7,000円（税込）を請求します。

【複数の応募があった場合】

黄色枠①～⑥、赤色枠①～②については、契約期間の長い広告主から①、②と枠を割り当て、契約期間が同じ場合は、抽選の上、枠を決定します。

■指定フレーム

「提案指定型(屋内)」における広告掲示の際は、下記フレームにて統一する。

・ (株)アルテ オストレッチ 程度

(カタログより抜粋)

オストレッチ

特許 67502

◆グリーン購入法適合商品

GPN
DB掲載

ワンタッチでフレームオープン！シャープでストレートなフレームデザイン

Aluminum Frame



※使用例

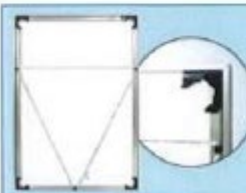


※がスターは夢をイメージです。

コーナー部



懸り方■
3点吊り



付属のヒモを取り出します。裏面の吊り具にとを透過します。お好きな長さに調節して下さい。
吊り具は3カ所付いていますので横でも縦でも使えます。

Material

ホワイト

シルバー

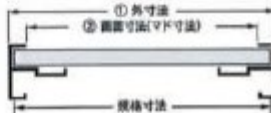
フレームの開き方

レバーを押し上げるだけでコーナーが開く「ストレッチ」機能により、入れ替えが簡単です。

1. 対角の2辺のコーナーのフレーム裏面のレバーを指で押し上げるとコーナーが開きます。
2. フィルムを取り出し、作品を入れフィルムをもちレバーを内側方向へバタンと音がするところまで押し詰めて下さい。

※角コーナーは樹脂製のため、破損に注意して下さい。

外寸・画面寸法の目安



① 外寸法 = 規格寸法 + 4mmです。
② 画面寸法(マド寸法) = 規格寸法 - 8mmです。
※多少の誤差があります。

形状・仕様



年 月 日

国立大学法人長崎大学 学長 殿

申請者

名 称 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

ネーミングライツパートナー申請書

「長崎大学におけるネーミングライツ事業募集要項」に基づき、ネーミングライツパートナーになることを希望しますので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

希 望 枠	☐ 黄色枠：A1サイズ(594 mm × 841 mm) 4.4万円(税込)/月 ☐ 赤色枠：A2サイズ(420 mm × 594 mm) 2.2万円(税込)/月 ※選考から漏れた場合、他の枠に空きがあれば希望しますか。 ☐ はい ☐ いいえ	
愛 称 案 ※提案指定型は対象外	☐ 愛称案 _____ 愛称案（英語表記） _____ ☐ 長崎大学に一任します。	
愛 称 の 理 由 ※提案指定型は対象外		
希望ネーミングライツ料	円（年額／税別）	
契 約 期 間	契約後 年	
連 絡 先	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

- 1 愛称は契約時に別途協議して決定とする。
- 2 敷地内外及び居室内に設置する看板等に関わる費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーが負担する。なお、表示の変更が生じた場合も同様とする。
- 3 提案指定型はデザインを添付すること。

年 月 日

誓 約 書

長崎大学ネーミングライツ事業ガイドライン「7. 応募資格」に該当するかどうかについて、あてはまるものにチェック (☑) をしてください。

規制業種又は事業者	該 当 す る	該 当 しない
① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの	☐	☐
② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの	☐	☐
③ 社会問題をおこしているもの	☐	☐
④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの	☐	☐
⑤ 消費者金融業及び事業者金融業	☐	☐
⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの	☐	☐
⑦ 政治団体	☐	☐
⑧ 宗教団体	☐	☐
⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの	☐	☐
⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの	☐	☐

上記のとおり、相違ないことを誓約します。

国立大学法人長崎大学 学長 殿

名 称 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____